

補償内容に関する



【オプション】

■よくあるご質問

■医療セット

- Q 1 別居の両親も加入可能でしょうか。その場合、告知はどのようにしたらよいでしょうか。
- Q 2 白内障手術を日帰りで受ける場合は、対象となりますか。
- Q 3 精神疾患で入院する場合も対象となりますか。
- Q 4 保険期間（1年）の間に、同じ病気で2回入院した場合も対象となりますか。
- Q 5 4年前に網膜剥離の手術を受けました。加入できますか。

■親介護セット

- Q 6 実父、実母、義父、義母の4名とも加入できますか。
- Q 7 フランチャイズ期間（90日）とは何でしょうか。
- Q 8 現在、要支援1の認定を受けている場合は加入できますか。
- Q 9 公的介護保険制度の認定は受けていないが、たまに家政婦を利用している程度であれば加入できますか。
- Q 10 血糖値が高く、検査は年1~2回程度は受けるよう医師から言われている場合は、加入できますか。

■スタンダードパック

- Q 11 携行品損害は対象外となるものはありますか。
- Q 12 携行品損害は、家の中で壊した場合は対象になりますか。
- Q 13 レンタルしたスーツケースを壊してしまいました、携行品損害で対象となりますか。
- Q 14 弁護士費用は、訴訟費用は対象となりますか。
- Q 15 法律相談費用は、離婚や相続についての相談費用も対象となりますか。
- Q 16 弁護士費用は、加害者となった場合も対象となりますか。

■ゴルフパック

- Q 17 ゴルフ用品の損害は対象となりますか。
- Q 18 セルフプレーでホールインワンした場合、対象となりますか。
- Q 19 ゴルフプレー中に他人にケガをさせた場合は、対象となりますか。
- Q 20 ホールインワンの保険金で対象とならない費用はありますか。
- Q 21 別でゴルファー保険に加入していますが、補償内容は同じですか。

■レジャーパック

- Q 22 受託物損害と基本プランの日常生活賠償の違いを教えてください。
- Q 23 受託物損害で、親族（親等）から借りた物も対象となりますか。
- Q 24 受託物損害で、対象とならないものはありますか。

(※) あくまでも事例であり、事故状況等によりお支払いできない場合がありますのでご了承ください。

【オプション】

■医療セット

- Q 1** 別居の両親も加入可能でしょうか。その場合、告知はどのようにしたらよいでしょうか。
- A 1** ご加入いただけます。ご本人に告知をいただく必要があります。
- Q 2** 白内障手術を日帰りで受ける場合は、対象となりますか。
- A 2** 対象となります。
- Q 3** 精神疾患で入院する場合も対象となりますか。
- A 3** 薬物依存、アルコール依存等による精神の病気を除いた精神の病気*であるときは、疾病入院保険金・疾病手術保険金・疾病放射線治療保険金をお支払いします。
※平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中F00からF09までまたはF20からF99までのものとし、分類項目中の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。
- Q 4** 保険期間(1年)の間に、同じ病気で2回入院した場合も対象となりますか。
- A 4** 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。
- Q 5** 4年前に網膜剥離の手術を受けました。加入できますか。
- A 5** 特定疾病等対象外となり、眼科系の病気等は対象となりません。詳しくは、健康状態告知書質問事項の回答欄の解説をご覧ください。

■親介護セット

- Q 6** 実父、実母、義父、義母の4名とも加入できますか。
- A 6** 1名の被保険者につき2名まで加入可能となります。4名様共に加入される場合は、基本プランに本人、配偶者それぞれの加入が必要となります。
- Q 7** フランチャイズ期間(90日)とは何でしょうか。
- A 7** 要介護状態開始日から、90日を超えて要介護状態が継続した場合に、補償対象となります。
- Q 8** 現在、要支援1の認定を受けている場合は加入できますか。
- A 8** ご加入できません。これまでに要介護、要支援の認定申請をしたことがある場合は、ご加入することはできません。(申請し、非該当となった場合も含みます)
- Q 9** 公的介護保険制度の認定は受けていないが、たまに家政婦を利用している程度であれば加入できますか。
- A 9** 日常生活上の行為※を行う際に、他人の介護、付き添いを受けている場合はご加入できません。(※食事、歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排泄、衣類着脱、金銭管理をいいます)
- Q 10** 血糖値が高く、検査は年1~2回程度は受けるよう医師から言われている場合は、加入できますか。
- A 10** 「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在医師からこれらの検査を受けるよう指示されている場合は、ご加入できません。

■スタンダードパック

Q 11 携行品損害は対象外となるものはありますか。

A 11 株券、預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、パスポート、自動車等、自転車、義歯、コンタクトレンズ、動植物等は対象外です。詳しくはパンフレット、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご覧ください。

Q 12 携行品損害は、家の中で壊した場合は対象になりますか。

A 12 対象となりません。居住している住宅（敷地を含みます）外での偶然な事故での補償となります。

Q 13 レンタルしたスーツケースを壊してしまいました、携行品損害で対象となりますか。

A 13 対象となりません。借りているものは、レジャーパックの受託物損害での補償となります。

Q 14 弁護士費用は、訴訟費用は対象となりますか。

A 14 弁護士に支払われるべき費用、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用は、対象となります。

Q 15 法律相談費用は、離婚や相続についての相談費用も対象となりますか。

A 15 対象となりません。婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、後見、扶養または相続についての法律相談費用は対象外となります。

Q 16 弁護士費用は、加害者となった場合も対象となりますか。

A 16 日常生活上で、加害者（ケガをさせたり、物を壊す等）となり、法律上の損害賠償責任を負担した場合は、基本プラン（交傷型を除く）の日常生活賠償にて対象となります。

■ゴルフパック

Q 17 ゴルフ用品の損害は対象となりますか。

A 17 用品の補償はスタンダードパックの携行品損害にて対象となります。

Q 18 セルフプレーでホールインワンした場合、対象となりますか。

A 18 同伴競技者以外の第三者（同一コンペの別組の競技者は含みません）による目撃、または記録媒体に記録された映像等により客観的に確認できる場合は、対象となります。詳細はゴルフパックの該当ページをご確認ください。

(※) あくまでも事例であり、事故状況等によりお支払いできない場合がありますのでご了承ください。



Q 19 ゴルフプレー中に他人にケガをさせてしまった場合は、対象となりますか。

A 19 法律上の損害賠償を負担した場合は、基本プラン（交傷型を除く）の日常生活賠償にて対象となります。

Q 20 ホールインワンの保険金で対象とならない費用はありますか。

A 20 商品券、ホールインワン達成を記念して作成されていないプリペイドカードは対象となりません。また、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場において作成するモニュメント等の費用は、保険金額の10%が限度となります。

Q 21 別でゴルファー保険に加入していますが、補償内容は同じですか。

A 21 本「ゴルフバック」はホールインワン・アルバトロス補償に限定した特約です。ゴルフ用品の補償はスタンダードバック、他人にケガをさせた場合等の補償は、基本プラン（交傷型を除く）へのご加入が必要です。ただし、法律上の損害賠償責任を負担した場合にのみ日常生活賠償補償の対象となります。

■ レジャーバック

Q 22 受託物損害と基本プランの日常生活賠償の違いを教えてください。

A 22 受託物損害は、他人から借りたものを損壊、紛失、盗難にあった場合に法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償するものです。日常生活賠償は、被保険者の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊や日本国内において発生した電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担する損害の補償です。ただし、日常生活賠償は、他人から借りているものを含めて、被保険者の所有、使用、管理している財物の損壊は対象となりません。

Q 23 受託物損害で、親族（親等）から借りた物も対象となりますか。

A 23 被保険者と同居する親族への賠償は対象となりません。同居していない場合は対象となります。

Q 24 受託物損害で、対象とならないものはありますか。

A 24 通貨、預貯金証書、株券等の有価証券、印紙、切手類、貴金属、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品等、自動車・原動機付自転車・船舶・航空機（付属品含む）、鉄砲、動植物、建物などは対象となりません。

(※) あくまでも事例であり、事故状況等によりお支払いできない場合がありますのでご了承ください。

(ご注意)

このご案内は概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ずパンフレット「団体保険制度」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

● お問い合わせ先

(取扱代理店)

野村不動産ソリューションズ株式会社
〒163-0576 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル
TEL : 03-6866-2800
FAX : 03-6866-2890
E-mail : hoken01@nomura-re.co.jp

(引受幹事保険会社)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
金融法人第一部 営業第一課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL : 050-3462-4550